

様式 2

不利益処分に係る処分基準

|                  |                      |   |
|------------------|----------------------|---|
| 処 分 の 名 称        |                      | 災害発生防止措置命令  |
| 根拠条例・規則等名        |                      | 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律  |
| 条 項              |                      | 第 1 3 条 第 2 項   |
| 所 管 部 課          |                      | 消防局 予防部 査察指導課 (電話 : 048-833-7487)   |
| 処<br>分<br>基<br>準 | 基 準<br>(未設定の場合はその理由) | 未設定<br>基準の認定に当たっては、事案ごとに具体的な災害発生危険について、判断しなければならないため、処分基準を設定することは困難であるため。 |
|                  | 設定等年月日               | 令和 5 年 4 月 1 日 設定 年 月 日 最終改正  |
| 備 考              |                      |   |